

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
領域Ⅲ. 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援						
	① ひとり親家庭への支援					
	ア. ひとり親家庭の相談や就業支援等					
	200	東京都ひとり親家庭支援センター事業	東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。 また、区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置、多摩地区のひとり親家庭への相談体制の強化を図ります。	生活相談（通年） 就業相談（通年） 養育費相談（通年） 面会交流支援（通年） 離婚前後の法律相談（通年） 離婚前後の親支援講座（2回） ひとり親グループ相談会（6回）		福祉保健局
	201	母子・父子自立支援員の活動	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	都内母子・父子自立支援員に対して都が研修を実施（新任研修3回現任研修3回）		福祉保健局
	202	ひとり親家庭等生活向上事業の実施	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援ボランティア事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行います。	区市町村補助事業（25区市）		福祉保健局
	203	ひとり親家庭等在宅就業推進事業	在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネータがサポートを行います。	在宅就業コーディネーターの配置 被支援者に対する在宅業務の発注又は受注環境の提供 被支援者に対する納品までの相談支援等 その他在宅就業支援に関すること		福祉保健局
	204	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。	都事業（13町村）		福祉保健局
	205	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。	都実施事業（13町村）		福祉保健局
	206	東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付けます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会において、ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して貸付を実施		福祉保健局
	207	母子・父子自立支援プログラム策定事業	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。（区市居住者は各区市が実施）	都実施事業（13町村）		福祉保健局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
	208	ひとり親家庭相談窓口強化事業	就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	都実施事業（13町村）		福祉保健局
	209	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	・職業訓練手当の支給 （No. 21一部参照） ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員145名		産業労働局 産業労働局
	210	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市（区部は財政調整交付金により実施）		福祉保健局
	211	児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の支給	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・児童扶養手当 都実施は町村部 ・児童育成手当（育成手当） 区部は財政調整交付金により実施		福祉保健局
	212	母子及び父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。	5, 240件		福祉保健局
	213	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇や、ポイント方式による募集、若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅の募集、毎月募集の対象者に加えるとともに母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	・ポイント方式による募集年2回募集（8月、2月） ・世帯向け募集における当選倍率の優遇（7倍）年2回募集（5月、11月） ・若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅の募集（5月、11月） ・毎月募集（毎月） ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て50戸程度（年間）		住宅政策本部
	381	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	○住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る事業。以下の3つから成り立つ。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 ○東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する。 （再掲 No.377参照）	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】64, 815千円（既存事業） ・改修費補助 ・家賃低廉化補助（R2～R3年度拡充） ・家賃債務保証料低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・見守りを実施する居住支援法人への補助（令和2年度からの新規事業） ・登録協力補助（登録協力報奨金） ・見守り機器設置費等補助 ・住宅設備導入費補助（R2補正予算100, 000千円） 【東京都居住支援協議会】2, 104千円 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援	再掲	住宅政策本部

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 ()書きは令和2年度所管局
	イ. 保育サービス等の整備					
	214	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。（再掲 No.26, No.99参照）	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減	再掲	福祉保健局
	215	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。（再掲 No.27, No.100参照）	A型 128 か所、B型 17か所 （区部は財政調整交付金により実施）	再掲	福祉保健局
	216	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。（再掲 No.35, No.108参照）	開設準備経費補助（国制度） 0施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）	再掲	福祉保健局
			就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。（再掲 No.35, No.108参照）	認定こども園の整備等への補助 81園	再掲	生活文化局
				区市立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。幼稚園型認定こども園として認定を受けている公立幼稚園は、3 園（平成31年4月1日現在）	再掲	教育庁
	217	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。（再掲 No.116参照）	・一般型 624,776人 ・余裕活用型 8,259人 ・都単独型 12,768人	再掲	福祉保健局
	218	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。（再掲 No.117参照）	定期利用保育事業 175,123人	再掲	福祉保健局
	219	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。（再掲 No.121参照）	2,598単位 （子ども・子育て支援交付金により実施）	再掲	福祉保健局
	220	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。（再掲 No.124参照）	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施	再掲	福祉保健局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
	327	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。 また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に補助を行います。（再掲 No.307, No.319参照）	利用上限 ①待機児童の保護者及び育休満了者の場合 （保育短時間認定）1日8時間かつ月160時間 （保育標準時間認定）1日11時間かつ月220時間 ②一時預かり利用支援の場合 月8時間（多胎児の場合は、月16時間）	再掲	福祉保健局
② 高齢者への支援						
ア. 地域における高齢者への支援						
	221	高齢者救急通報システム及び高齢者住宅火災通報システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、高齢者救急通報システム及び高齢者住宅火災通報システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、救急通報システム及び住宅火災通報システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、救急通報システム及び住宅火災通報システムの普及促進を図ることにより安全を確保するとともに、救急通報システム受信業務及び住宅火災通報システム受信業務を通じて迅速な救助活動を行う。		福祉保健局 東京消防庁
	222	シルバーピアの整備	高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーデン（管理人）を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備する区市町村を支援していきます。 一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はL S A（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応 0戸（都営住宅（シルバーピア）の建設等）		福祉保健局 住宅政策本部
	223	サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅や、東京シニア円滑入居賃貸住宅※（高齢者の入居を拒まない賃貸住宅）を登録し、その情報を広く提供します。 ※東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度については、同様の住宅セーフティーネット制度ができたため、令和元年度末を以て終了	平成23年10月、高齢者住まい法の改正に伴い開始された「サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度」の継続実施		住宅政策本部

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
	224	サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。	1, 200戸		住宅政策本部
		東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。			住宅政策本部
	225	高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業 平成22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和（旧名称：「あんしん入居制度」）		住宅政策本部
	226	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している単身高齢者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年4回募集（令和2年5月、8月、11月、令和3年2月）		住宅政策本部
	382	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	○住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る事業。以下の3つから成り立つ。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 ○東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する。（再掲 No.377, No.381参照）	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】64, 815千円（既存事業） ・改修費補助 ・家賃低廉化補助（R2～R3年度拡充） ・家賃債務保証料低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・見守りを実施する居住支援法人への補助（令和2年度からの新規事業） ・登録協力補助（登録協力報奨金） ・見守り機器設置費等補助 ・住宅設備導入費補助（R2補正予算100, 000千円） 【東京都居住支援協議会】2, 104千円 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援	再掲	住宅政策本部

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
	227	生活習慣改善推進事業	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。 (再掲 No.189参照)	＜あと10分歩こうキャンペーン＞ ・ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の拡充 ＜女性の適正飲酒啓発活動＞【令和元年度より実施、単年度事業のため事業終了】 ・女性のお酒あるある川柳in TOKYO (東京都在住・在勤・在学の満20歳以上の女性(男性も可)に川柳募集、表彰式を実施。) ・女性のためのお酒、ほどほどガイドブック 57,000部 ＜健やかな睡眠を得るための普及啓発事業＞ ・職域向けイベント等で、「適切な睡眠の意義やとり方」等に関するパネルやポスターの展示、リーフレット配布を行い、睡眠に関する普及啓発を行う。 ＜地域における食生活改善普及事業＞ ・ガイドブック「野菜、あと一皿」等を活用した普及啓発	再掲	福祉保健局
	228	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」(以下「マップ」という。)を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.190参照)	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施	再掲	福祉保健局
	229	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。(再掲 No.191参照)	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施	再掲	福祉保健局
	363	地元から発信する健康づくり支援事業	地域で健康づくりに取り組む団体等の活動事例の表彰や紹介を通じて、健康寿命の延伸に向けた地域活動の活性化を図ります(再掲 No. 361参照)。	【令和元年度より実施、単年度事業のため事業終了】 健康づくり活動を積極的に行っている団体、事業所を区市町村による推薦等を通じて募集。優秀な団体を表彰し、優れた取組について事例集として発行。 ・表彰式兼活動報告会 1回 ・取組事例集 30,000部	再掲	福祉保健局
	230	高齢者の雇用就業支援事業	東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	しごとセンターにおける支援		産業労働局
	231	職業訓練の実施(高年齢者訓練)	都立職業能力開発センターにおいて高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、高年齢者の就業を支援します。	・高年齢者向け訓練 定員880名 ・高年齢者向け委託訓練 定員630名 (No. 21一部参照)		産業労働局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
	232	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	12区市に補助		産業労働局
	233	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村を通じて補助します。	58区市町村に補助		産業労働局
	イ. 行動しやすいまちづくり					
	234	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲 No.135参照）	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進	再掲	福祉保健局
	235	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲 No.136参照）	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業50両	再掲	都市整備局
			鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）（再掲 No.136参照）	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） 5駅（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）	再掲	都市整備局
			鉄道駅エレベーター等整備事業（再掲 No.136参照）	エレベーター供用開始 6駅7基	再掲	交通局
				エスカレーター 供用開始1駅1基	再掲	交通局
			ノンステップバスの導入（再掲 No.136参照）	平成24年度以降全車ノンステップ化	再掲	交通局
			フルフラットバスの導入（再掲 No.136参照）	平成30年度に導入したフルフラットバスの検証	再掲	交通局
			マタニティマークの普及への協力（再掲 No.136参照）	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布	再掲	交通局
	364	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。（再掲 No.350参照）	・ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 4区市町村 ・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 6区市町村 ・公共施設のトイレの洋式化 506基 ・公共施設の女子トイレの増設 7基	再掲	福祉保健局
	236	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。（再掲 No.137参照）	・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動 ・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供	再掲	福祉保健局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
③ 若年層への支援						
ア. 若年層への支援						
	237	若年者の雇用就業支援事業	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。	しごとセンターヤングコーナーにおける支援		産業労働局
	238	職業訓練の実施（若年者能力開発訓練）	都立職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の無い若年者等を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種の選択を支援します。	・若年者能力開発訓練 定員280名 (No. 21一部参照)		産業労働局
	239	キャリアデザイン意識の醸成	若者の将来を見据えたキャリアデザイン意識の醸成を図るため、平成30年度に更新した、大学生向け教材「キャリアデザインコンテンツ」を普及していきます。（再掲 No22参照）	「キャリアデザインコンテンツ」の普及	再掲	生活文化局
	383	キャリアデザインのためのeラーニングコンテンツ	・就職活動を迎える前の若者を主な対象とし、スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて学べるコンテンツを提供することで、若者のキャリアデザイン意識を醸成します。（再掲 No.368, No.370参照）	コンテンツの開発・公開 Web媒体を活用したコンテンツの周知	再掲	生活文化局
④ 障害者への支援						
ア. 障害者への支援						
	240	職員対応要領の遵守	不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、職員対応要領を遵守し、適切に対応します。	各局で実施		各局
	241	共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。	・東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・広域支援相談員及び専門相談の体制整備 ・紛争解決のための調整委員会の運営 ・相談事例集の作成 ・障害者に対する接遇実演動画の作成 ・障害及び障害者理解研修の開催 ・「ハートシティ東京」の運営 ・ヘルプマークの製作、配布 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発		福祉保健局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
	384	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	○住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る事業。以下の3つから成り立つ。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 ○東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する。 （再掲 No.377, No.381, No.382参照）	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】64,815千円（既存事業） ・改修費補助 ・家賃低廉化補助（R2～R3年度拡充） ・家賃債務保証料低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・見守りを実施する居住支援法人への補助（令和2年度からの新規事業） ・登録協力補助（登録協力報奨金） ・見守り機器設置費等補助 ・住宅設備導入費補助（R2補正予算100,000千円） 【東京都居住支援協議会】2,104千円 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援	再掲	住宅政策本部
イ. 行動しやすいまちづくり						
	242	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲 No.135, No.234参照）	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進	再掲	福祉保健局
	243	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業（再掲No.136, No.235参照）	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業50両	再掲	都市整備局
			鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）（再掲 No.136, No.235参照）	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） 6駅（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）	再掲	都市整備局
			鉄道駅エレベーター等整備事業（再掲 No.136参照）	エレベーター供用開始 6駅7基	再掲	交通局
				エスカレーター 供用開始1駅1基	再掲	交通局
			ノンステップバスの導入（再掲 No.136参照）	平成24年度以降全車ノンステップ化	再掲	交通局
			フルフラットバスの導入（再掲 No.136参照）	平成30年度に導入したフルフラットバスの検証	再掲	交通局
			マタニティマークの普及への協力（再掲 No.136参照）	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布	再掲	交通局

	No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 () 書きは令和2年度所管局
	365	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。（再掲 No.350, No.364参照）	・ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 4区市町村 ・ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 6区市町村 ・公共施設のトイレの洋式化 506基 ・公共施設の女子トイレの増設 7基	再掲	福祉保健局
	244	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。（再掲 No.137, No.236参照）	・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動 ・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供	再掲	福祉保健局
⑤ 性的少数者への支援						
ア. 性的少数者への支援						
	245	普及啓発の推進	啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等でのパネル展示を行います。	冊子「みんなの人権」及びリーフレット「性自認・性的指向」の作成・配布		総務局
	246	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	・総相談件数 約24,000件（DV相談約4,000件含む） ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談		生活文化局
	247	人権問題に関する相談	東京都人権プラザにおいて、人権相談（一般相談）を実施します。	東京都人権プラザ ○一般相談（無料） ・電話、Eメール、手紙により相談員が対応 ・月～金（祝日・年末年始を除く） ・9：30～17：30 ○法律相談（無料） ・電話により弁護士が対応 ・火（祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（1件当たり15分以内） ○「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（無料） ・電話により弁護士が対応 ・木（祝日・年末年始を除く） ・13：00～16：00（1件当たり40分以内） ※新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、3月3日から対面での相談を休止。		総務局

			No.	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	再掲	所管局 ()書きは令和2年度所管局
			328	性自認及び性的指向に関する相談	性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。	東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談 火曜日・金曜日（祝日・年末年始除く） 18:00～22:00		総務局
						東京都性自認及び性的指向に関する専門LINE相談 月曜日・木曜日（祝日・年末年始除く） 17:00～22:00(受付は21:30まで)		総務局
			248	東京都人権施策推進指針の推進	東京都人権施策推進指針に掲げる基本理念の下、人権施策を推進していきます。	各局で実施		各局